

Weekly コラム

平成 27 年 2 月 10 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

平成 27 年度税制改正大綱 法人課税編

平成 27 年度の税制改正は、法人税改革が中心です。その特徴は、法人税実効税率の引下げに伴う財源不足は同じ法人課税の枠内で調達する、というものでした。

しかし、改正項目の多くは資本金 1 億円超の大法人を対象としたものとなり、結果として、先行減税となる改正案です。以下、主な改正項目を概観していきます。

●法人実効税率の引下げ

法人税の実効税率(標準課税ベースで 34.62%)を平成 27 年 4 月 1 日開始事業年度から 2.51%、平成 28 年 4 月 1 日開始事業年度ではさらに 0.78%引下げ、以後数年で 20%台まで引下げるとするものです。

なお、中小法人等の軽減税率 15%は、2 年間延長されることになっています。

●欠損金の繰越控除の見直し

改正案は、中小法人等を除く資本金 1 億円超の大法人のみの見直しとなっており、控除限度額は、平成 27 年 4 月 1 日開始事業年度からは所得の 65%(現行所得の 80%)、平成 29 年 4 月 1 日開始事業年度からは所得の 50%に縮減するものです。

なお、新設法人や再生計画の決定等があった場合には、一定の期間までは所得の全額を控除

できるものとし、上場や再上場等の場合、以後の事業年度は対象外とするものです。

●欠損金等の繰越控除の延長

現行の 9 年から 10 年に延長です。これに合わせて帳簿書類の保存要件も 10 年に延長されています。この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用です。

●受取配当金の益金不算入の見直し

改正案では、持株比率に応じて益金不算入割合を次のように区分しています。

持株比率 5%以下:20%

持株比率 5%超~1/3 以下:50%

持株比率 1/3 超~100 未満:100%

持株比率 100%:100%

※負債利子控除に関しては、1/3 超 100%未満保有の関連法人株式等を除き廃止となっています。

この改正に伴い、負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に改められています。

※株式投資信託の分配金は、特定株式投資信託(益金不算入 20%)を除き全額益金算入、また保険会社が受ける配当金については、特例的な措置が講じられています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、yasukouchi@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。